

資料 4.

奈良県河川整備課からの情報提供

奈良県河川整備課からの情報提供

共通

・ 国管理区間

・ 県管理区間

取組機関

奈良県

連携機関

なし

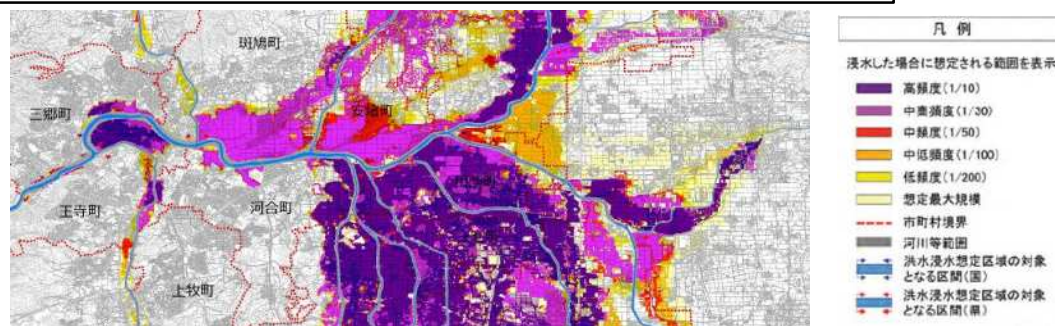
取組内容

大和川水系の水害リスクマップの作成・公表

◎取組概要

- 本県では、これまで水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」を作成し、公表してきた。
- これに加えて、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水頻度を明らかにするために、「水害リスクマップ」を作成・公表し、水害リスク情報の充実を図る。

令和7年6月16日に大和川水系の水害リスクマップを公表



※直轄部の大和川等の水害リスクマップはすでに国において公表済みであり、新たに県管理の水位周知河川の水害リスクマップを重ねて公表

- * 大和川、葛下川、竜田川、富雄川、曽我川、高田川、葛城川、飛鳥川、寺川、米川、地藏院川、秋篠川、能登川、布留川、高取川、佐保川、高瀬川、岩井川

活用例

- ・事前に土地の水害リスクを把握し、防災まちづくりや企業立地等の参考。
- ・水害リスクの意識向上。
- ・10～50年に1度の雨量という、従来のハザードマップと比べてより身近な規模の災害リスクをカバー。
- ・立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用。

など

奈良県河川整備課からの情報提供

共通

・ 国管理区間

・ 県管理区間

取組機関

奈良県

連携機関

なし

取組内容

自治会・小学校へ水害に備えての出前講座を実施

◎取組概要

「水害に備えて」というテーマで防災教育や防災知識の普及に関する出前講座を実施。

講座内容は大和川大水害を事例に写真を使って水害の概要を紹介し、水害に対する県の取組も伝えた。また、早期避難のために災害情報や避難グッズの準備の重要性を説明した。最後に自助・共助・公助を紹介し、災害への備えについて大切な心構えを伝えた。

また、水害リスクの情報収集の方法として、水害リスクマップや災害リスク情報システム、河川情報システムを紹介した。

令和7年度実績

○令和7年 11月9日

参加団体：橿原市新賀町防災会 参加人数50名

○令和7年 11月27日

参加団体：要約筆記サークル連絡会 参加人数23名

○令和7年 11月30日

参加団体：手話通訳問題研究会 参加人数8名

○令和7年 12月2日

参加団体：生駒市立俵口小学校 参加人数82名

○橿原市新賀町防災会の様子



○手話通訳問題研究会の様子



○要約筆記サークル連絡会の様子



○生駒市立俵口小学校の様子



【目的】

- 市町村長は水防法15条に基づき、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民の方々に周知することとなっています。
- 令和3年5月の水防法改正により、洪水浸水想定区域の指定に中小河川が追加され、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこととされました。県において、中小河川の洪水浸水想定区域図を作成し、令和5年5月に公表しています。これを受け、市町村において、中小河川も含めた水害ハザードマップの作成・更新を進めています。

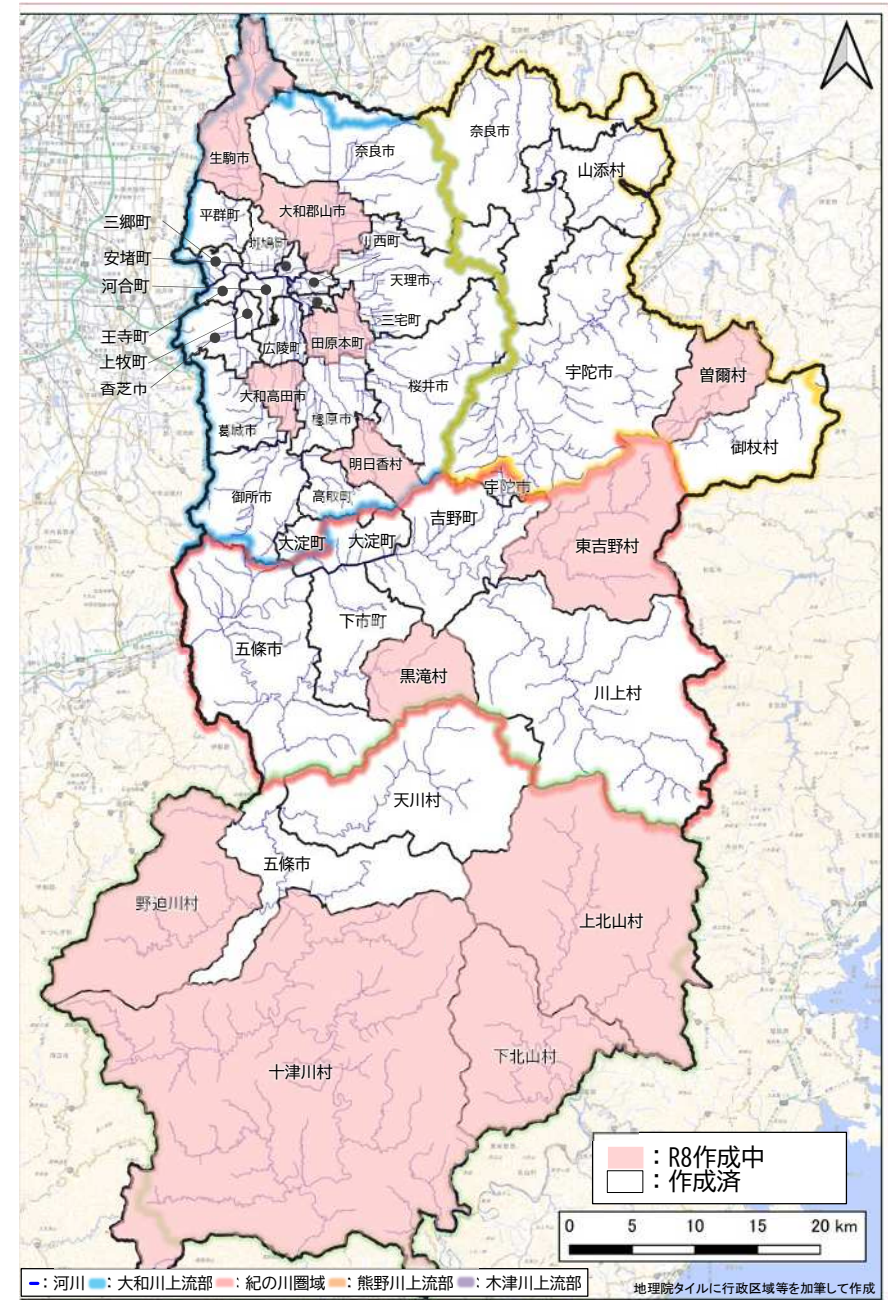
R8.4時点で奈良県内のハザードマップ作成率は、
水位周知河川で100%、中小河川で69%(27/39)

(R8.4末時点)

市町村	中小河川を反映させた洪水ハザードマップ		
	作成済	作成中(R8年度)	水位周知河川の洪水ハザードマップ作成
奈良市	○		○
大和高田市	×	○	○
大和郡山市	×	○	○
天理市	○		○
橿原市	○		○
桜井市	○		○
五條市	○		○
御所市	○		○
生駒市	×	○	○
香芝市	○		○
葛城市	○		○
宇陀市	○		○
山添村	○		○
平群町	○		○
三郷町	○		○
斑鳩町	○		○
安堵町	○		○
川西町	○		○
三宅町	○		○
田原本町	×	○	○

市町村	作成済	作成中(R8年度)	水位周知河川の洪水ハザードマップ作成
曾爾村	×	○	—
御杖村	○		—
高取町	○		○
明日香村	×	○	○
上牧町	○		○
王寺町	○		○
広陵町	○		○
河合町	○		○
吉野町	○		○
大淀町	○		○
下市町	○		○
黒滝村	×	○	○
天川村	○		—
野迫川村	×	○	—
十津川村	×	○	—
下北山村	×	○	—
上北山村	×	○	—
川上村	○		○
東吉野村	×	○	○
合計	27市町村	12市町村	対象すべて作成

—:対象外



＜奈良県内中小河川を反映させたハザードマップ作成状況＞

【目的】

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある 場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

水防法15条により、洪水浸水想定区域図内にあり、**市町村が作成する地域防災計画に記載されている要配慮者利用施設の管理者は避難確保計画の作成義務があります。**

県では、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率100%を目指し、引き続き作成状況を確認するとともに、関係市町村と連携して支援を行っています。

【災害対策基本法第42条(趣旨)】

市町村防災会議(設置していない場合は市町村長)は、地域防災計画を作成し、**毎年見直しを行い、必要があれば修正しなければなりません。**

・ 県内市町村の**地域防災計画の見直し率は61.5%**

・ 避難確保計画の作成率は82.6%

(R8.3月末時点)

・ 令和5年5月に中小河川の浸水想定区域を公表

・ **地域防災計画の見直しが必要**



対象施設数の更新

市町村	地域防災計画の見直し※	作成率	避難確保計画作成対象施設	作成数	未作成数
奈良市	○	97%	188	183	5
大和高田市	○	62%	21	13	8
大和郡山市	×	100%	60	60	0
天理市	×	100%	28	28	0
橿原市	×	99%	73	72	1
桜井市	×	100%	10	10	0
五條市	○	100%	21	21	0
御所市	○	100%	18	18	0
生駒市	○	100%	28	28	0
香芝市	○	6%	87	5	82
葛城市	○	9%	11	1	10
宇陀市	○	100%	16	16	0
山添村	○	100%	1	1	0
平群町	×	100%	10	10	0
三郷町	×	100%	2	2	0
斑鳩町	○	68%	34	23	11
安堵町	○	100%	6	6	0
川西町	○	29%	17	5	12
三宅町	○	100%	7	7	0
田原本町	×	100%	87	87	0

市町村	地域防災計画の見直し	作成率※	避難確保計画作成対象施設	作成数	未作成数
曽爾村	×	-	0	0	0
御杖村	○	-	0	0	0
高取町	○	-	0	0	0
明日香村	○	-	0	0	0
上牧町	×	25%	4	1	3
王寺町	×	84%	51	43	8
広陵町	○	100%	30	30	0
河合町	×	20%	5	1	4
吉野町	×	75%	4	3	1
大淀町	×	-	0	0	0
下市町	○	100%	5	5	0
黒滝村	○	100%	3	3	0
天川村	○	-	0	0	0
野迫川村	×	-	0	0	0
十津川村	○	-	0	0	0
下北山村	○	-	0	0	0
上北山村	○	-	0	0	0
川上村	○	-	0	0	0
東吉野村	×	100%	4	4	0
合計	61.5% (24/39)	82.6%	831(28市町村)	686	145

作成率: ■ 0~49% ■ 50~75% ■ 76~99% ■ 対象外

※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)に基づき
地域防災計画の見直しが完了

市町村の担当者が取組の参考資料として活用することを目的とし、他地域における取組の実施内容を収集・整理し、事例集としてとりまとめた。

水害・土砂災害を中心とした取組事例をとりまとめており、「**取組概要**」「**実施主体**」「**連携機関**」を簡潔に整理している。

「実施主体」「連携機関」を紹介

取組ごとに、他地域における 取組概要を紹介

出典を明記

